

(設置)

第1条 市民の健康づくりを推進するため、各種健康相談、健康教育、機能訓練、健康診査等の対人保健サービスを総合的に行う拠点として、南九州市保健センター(以下「保健センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
南九州市颯娃保健センター	南九州市颯娃町牧之内2830番地
南九州市知覧保健センター	南九州市知覧町郡17530番地
南九州市川辺保健センター	南九州市川辺町平山6978番地

(開館時間及び使用時間)

第3条 保健センターの開館時間及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、市長は必要に応じてこれを変更することができる。

名称	開館時間	使用時間
南九州市颯娃保健センター	午前8時30分から午後5時15分まで	午前9時から午後5時まで
南九州市知覧保健センター	午前8時30分から午後5時15分まで	午前9時から午後5時まで
南九州市川辺保健センター	午前8時30分から午後5時15分まで	午前9時から午後10時まで

(休館日)

第4条 保健センターの休館日は、[南九州市の休日等を定める条例\(平成19年南九州市条例第2号\)第1条第1項](#)に規定する日とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、[前項](#)の規定にかかわらず休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(使用の許可等)

第5条 市長は、保健センターの業務に支障がないと認めるときは、保健センターの施設を研修及び会議等に使用させることができる。ただし、営利を目的とした使用については、この限りでない。

2 [前項](#)の規定による使用をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、管理上必要があると認めるときは、[第1項](#)の使用に際し、条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、[次の各号](#)にいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許可条件又は市長の指示した事項に違反したとき。
- (3) その他市長が保健センターの管理上適当でないとき。

2 [前項](#)の規定に基づいて使用の許可を取り消し、使用条件を変更し、又は使用の中止を命じたことによって使用者に損害が生じて市はその賠償の責めを負わないものとする。

(使用料)

第7条 市長は、保健センターの施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)から[別表](#)に定める使用料を徴収することができる。

2 使用料は、原則として現金をもって使用の都度前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(使用料の返還)

第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき。
- (2) 使用者が使用の取消し又は変更を申し出た場合において保健センターの運営に支障がないと認めたとき。

(使用料の減免)

第9条 市長は、別に規則に定めるところにより、使用料を免除し、又は減免することができる。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、保健センターの使用を終わったとき、又は使用を取り消され、若しくは停止されたときは、直ちに施設、設備その他を保健センター職員の指示に従い原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者が故意若しくは過失により保健センターの施設、設備、器具等を損傷し、若しくは滅失したときは、原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成19年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の**蕨町保健センター**の設置及び管理に関する条例(平成5年蕨町条例第8号)、**知覧町保健センター**の設置及び管理に関する条例(平成14年知覧町条例第21号)又は**川辺町保健福祉センター**の設置及び管理に関する条例(平成18年川辺町条例第11号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 **第7条**の規定にかかわらず、施行日から平成20年3月31日までの使用料については、合併前の条例の例による。

附 則(平成22年9月16日条例第21号)
(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の**南九州市保健センター**条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成23年2月22日条例第6号)
この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月20日条例第2号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日条例第7号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(使用料等に関する経過措置)

2 この条例(第1条及び第2条の規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等に係る使用料等について適用し、同日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

別表(第7条関係)

南九州市蕨保健センター

区分	1時間当たり使用料	冷暖房使用料 1時間当たり	備考
集団指導室	520円	310円	
母子指導室	730円	310円	
機能回復訓練室	520円	310円	
調理実習室	730円	310円	

南九州市知覧保健センター

区分	1時間当たり使用料	冷暖房使用料 1時間当たり	備考
健康指導室	730円	310円	
母子指導室	310円	310円	
栄養指導室	310円	310円	
機能訓練室	310円	310円	
調理実習室	730円	310円	

南九州市川辺保健センター

区分	1時間当たり使用料	冷暖房使用料 1時間当たり	備考
集団指導室	520円	310円	
母子指導室	520円	310円	
教養娯楽室	310円	310円	
機能訓練室兼栄養指導室	520円	310円	
調理実習室	730円	310円	

備考

- 1 使用時間には，その目的に必要な準備及び片付けの時間も含むものとし，当該使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は，1時間とみなす。
- 2 南九州市，枕崎市及び南さつま市の住民以外の者が使用する場合の使用料は，上表の5割増しとする。
- 3 冷暖房を使用するときは，上表の冷暖房使用料を加算する。ただし，当該使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は，1時間とみなす。